

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮 問 日：令和6年5月24日（諮問（個）第13号）

答 申 日：令和6年10月3日（答申（個）第10号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年10月31日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求書に不備があるものと認め、令和5年11月17日付け務第869号で審査請求人に本件開示請求書の補正を求めたが、補正がなされなかったため、令和5年12月14日付け務第922号で審査請求人に本件開示請求書の補正を再度求めた。
- 3 審査請求人は、実施機関の求めに応じて補正した本件開示請求書を令和5年12月15日付けで実施機関に提出した。
- 4 実施機関は、令和6年1月11日付け監第12号で保有個人情報開示決定等期限の延長を審査請求人に通知した。
- 5 実施機関は、本件開示請求に対し、次の理由により、法第82条第2項に基づき、全部を開示しない旨の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年2月6日付け広第25号で審査請求人に通知した。
 - (1) 別紙本件開示請求の内容中、請求内容欄①及び③については、〇〇年〇〇月〇

○日記者会見に係るものを除き、現在保有しておらず、また、仮に過去に保有していたとしても〇〇年 12 月 31 日までに保存期間が満了し、廃棄したと考えられるため。

- (2) 別紙本件開示請求の内容中、請求内容欄②及び④については、現在保有しておらず、また、仮に過去に保有していたとしても〇〇年 12 月 31 日までに保存期間が満了し、廃棄したと考えられるため。

なお、別紙本件開示請求の内容中、請求内容欄①及び③のうち〇〇年〇〇月〇〇日記者会見に係るものについては、保有個人情報の開示をする旨の全部開示決定を行い、令和 6 年 2 月 6 日付け監第 37 号で審査請求人に通知している。

- 6 審査請求人は、令和 6 年 2 月 7 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件開示請求に係る保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

存在しており、開示されるべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求において、審査請求人が開示を求めている情報は、以下の 2 点に分類することができる。

ア 記者会見に関する審査請求人の情報（別紙の①及び③。以下「アの情報」という。）

イ 〇〇警察署留置場への収容を前提とした審査請求人の情報（別紙の②及び④）。

以下「イの情報」という。)

(2) アの情報について

アの情報を記録した公文書については、和歌山県警察本部において保管されていなかった。

この点、本件開示請求に係る〇〇年当時の公文書管理の規程によれば、アの情報を記載したと考えられる公文書の保存期間は、〇〇年 12 月 31 日までであるため、仮にアの情報を記載した公文書を過去に保有していたとしても、すでに廃棄したものと考えられる。

(3) イの情報について

イの情報は、留置場への収容を前提とした情報ではあるものの、一方では、刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報について、その健康等を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として収容中に診療を受けた場合においては、当該診療に関する情報は、法の適用が除外される保有個人情報には当たらないとした判例（最三小判令和 3 年 6 月 15 日民集第 75 卷 7 号 3064 頁）があり、その趣旨に照らして開示請求の対象になると整理することとした。

その上で、イの情報を記録した公文書については、和歌山県警察本部及び〇〇警察署において保管されていなかった。

この点、本件開示請求に係る〇〇年当時の公文書管理の規程によれば、警察署において留置された者の診療又は投薬に関する事項が記録された〇〇年の公文書の保存期間は、最長でも〇〇年 12 月 31 日までであるため、仮にイの情報を記録した公文書を過去に保有していたとしても、すでに廃棄したものと考えられる。

(4) 以上のとおり、本件処分は、法の規定に基づき適切に行ったものであり、この点に違法又は不当はない。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、アの情報及びイの情報の開示が求められている。

2 本件処分の妥当性について

(1) アの情報について

実施機関の説明によれば、アの情報が記載されていると考えられる〇〇年当時の公文書を現に保有していない、とのことである。

この点、当審議会において本件開示請求に係る〇〇年当時の公文書管理の規程を確認したところ、実施機関において記者会見に関する情報が記載された〇〇年当時の公文書の保存期間は、〇〇年 12 月 31 日までであるため、仮にアの情報を記載した公文書を過去に保有していたとしても、すでに廃棄したものと考えられる、という実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

(2) イの情報について

実施機関の説明によれば、刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報について、適切な医療上の措置として収容中に診療を受けた場合の当該診療に関する情報は、法第 124 条第 1 項に基づき開示請求に関する規定の適用が除外されないとした最高裁令和 3 年 6 月 15 日判決（令和 2 年（行ヒ）第 102 号）の趣旨に照らして、イの情報は開示請求の対象になると整理することとしたが、その上で、イの情報を記録した公文書については、和歌山県警本部及び〇〇警察署において保管されていなかった、とのことである。

この点、当審議会において本件開示請求に係る〇〇年当時の公文書管理の規程を確認したところ、警察署において留置された者の診療又は投薬に係る事項が記録された〇〇年当時の公文書の保存期間は、最長でも〇〇年 12 月 31 日までであるため、仮にイの情報を記録した公文書を過去に保有していたとしても、すでに廃棄したものと考えられる、という実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 6 年 5 月 24 日	○諮問（実施機関）
令和 6 年 7 月 23 日	○審議
令和 6 年 8 月 9 日	○審議
令和 6 年 9 月 25 日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年10月31日 (同年12月15日補正)	① ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの記者会見に関する書面や公表した書面の中にある私の情報 ② 私が留置中に受診した際に医師により作成された診察に関する書面の中にある私の情報 ③ ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの特定の日の記者会見に関する書面中にある私の情報 ④ 私が留置中の特定の日に受診した際に医師により作成された診察に関する書面の中にある私の情報